

研究活動における不正行為に関する通報（受付）窓口設置について

青森大学では、研究活動における不正行為に関する通報窓口を下記の通り設置しました。

1. 研究活動の不正行為に関する通報受付窓口

通報受付窓口

青森大学事務局長気付

〒030-00943 青森県青森市幸畑2-3-1

TEL. 017-738-2001

FAX. 017-738-0143

E-mail : o-top@aomori-u.ac.jp

※ 電話受付時間：平日 9：00～17：00

2. 通報等の取扱い

(1) 「研究活動における不正行為」とは、研究の立案、計画、実施および成果報告の際に行われる次の行為をいいます。

- ① 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- ② 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によってえられた結果等を真正でないものに加工すること。
- ③ 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- ④ 研究費の不正使用：実体のない謝金・給与、旅費および物品等の請求をはじめとして、関連する法令、研究費を配分した機関が定める規程等および学内規則等に違反すること。

ただし上記①～③に拘わらず、故意によるものではないことが根拠をもって示された場合には、不正行為とは見なしません。

(2) 通報の方法

通報は、書面、電話、FAX、電子メール、面談のいずれの方法でも行なうことができます。

(3) 通報の取り扱いについて

- ① 悪意（被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行なう研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく通報を防止するため、通報は、原則として、顕名によって行なわれ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的理由が示されているもののみを受け付けます。
- ② 通報者には調査に協力を求める場合があります。
- ③ 通報を受け付ける場合、個室での面談や、電話、FAX、電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにするなど、通報内容や通報者の秘密を守るために必要な方法を講じます。
- ④ 通報を受け付けたか否かを通報者が知りえない方法で受け付けた場合は、通報を受け付けたことを通知します。
- ⑤ 調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発を行なうことがあります。

(4) 通報の意思を明示しない相談について

通報の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否かの確認をします。これに対して通報の意思表示がなされない場合であっても、本学の判断で当該事案の調査を開始することがあります。

- (5) 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという通報・相談を受けた場合、本学ではその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被通報者に警告を行ないます。

- (6) 通報窓口に通報があった場合、最高管理責任者（学長）への報告
通報を受けた場合は、ただちに学長に報告します。

※ 通報者の保護につきましては、青森大学公益通報者保護等に関する規程をホームページ上で公開しておりますので、ご参照ください。